

木戸前清掃実施要項

1 実施目的

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行に伴い、快適な生活環境整備の一環として、毎月1日を「木戸前清掃の日」とし、散乱ごみに対する意識の啓発及びごみのポイ捨てを未然に防止し、地域環境の美化を促進する。

2 実施方法

年間を通じ、毎月1日に木戸前清掃を実施する。ただし、商店、事業所等で1日が休業日等の場合は、翌営業日に実施するなど各事業所等の判断とする。

3 実施地域

全市域とする。

4 実施内容

(1) 市民、商店、事業所等に呼びかけ、協力を得て建物に面した周辺歩道・路地等の掃き掃除を実施し、散乱ごみを収集する。

(2) 広報車による広報活動

(3) 街頭キャンペーンチラシ配布

(4) 各家庭、商店、事業所、行政機関・公共施設等へのチラシ配布

(5) テレビ・ラジオ等マスコミによる広報活動

附 則

この要項は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年9月1日から施行する。